

○小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金交付要綱

平成17年3月31日

規程第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の新製品、新技術等の開発を奨励し、市内の工業振興を図ることを目的に、市内中小企業者が単一又は共同で新製品、新技術等の研究開発を行う場合に小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者で、単一又は複数の中小企業若しくは大学等研究機関との共同による新製品、新技術及び販路拡大の研究開発を行うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者及び他の機関からこの要綱に基づく補助と同種の補助を受けている者は、補助対象者とはならない。

(補助対象事業)

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う新製品、新技術及び販路拡大の研究開発事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原材料の購入費
- (2) 機械装置の購入、製造などに要する経費
- (3) 外注加工及び技術指導の受け入れに要する経費
- (4) 図書購入費
- (5) 外部コンサルタントの委託に要する経費

(6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、補助限度額は、補助1件あたり200万円とする。

(補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)及びその他市長が必要と認める書類を添付して申請するものとする。

(小山市中小企業新製品新技術研究開発審査認定委員会)

第8条 市長の諮問に応じ、前条に規定する補助の申請に対する適否を審議するため、小山市中小企業新製品新技術研究開発審査認定委員会(以下「認定委員会」という。)を置く。

- 2 認定委員会は、委員3人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者又はその他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任することができる。
- 6 認定委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。
- 7 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 8 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 9 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(補助の決定及び交付)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、その適否を認定委員会に諮り、その結果を小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を適当と認めたものに対しては、速や

かに補助金を交付するものとする。

(報告)

第10条 補助対象者は、事業完了後、事業報告書(様式第5号)に、収支決算書(様式第6号)及び補助対象経費の金額がわかる領収証等の写しを添付して、速やかに報告するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、事業完了の報告に伴う決算額からの補助金算定額が交付した補助金額に満たないときは、交付した補助金の一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

小山市長 様

申請者(共同事業の場合は、代表者)

住 所

名 称

代表者

印

小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金交付申請書

小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金の交付を申請します。

なお、同要綱第3条第2項の規定による他の機関からの同種の補助は受けておりません。

記

1 事業名 _____

2 事業に要する補助対象経費 _____ 円

添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

振込先

金融機関名	
口座番号	普通・当座
ふりがな	
口座名義	

様式第2号(第7条関係)

事 業 計 画 書

1 事業者(共同事業の場合は、全て記入すること。)

2 事業名

小山市中小企業新製品新技術研究開発事業

(

事業)

3 事業計画

4 事業完了予定日

様式第3号(第7条関係)

事業名 _____

収 支 予 算 書

1 収入の部

費 目	予 算 額	備 考
合 計		

2 支出の部

費 目	予 算 額	備 考
合 計		

様式第4号(第9条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長 印

小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 交 付
不交付(理由)
- 2 交 付 額 _____ 円
- 3 振 込 先 申請書の指定口座
- 4 条 件 事業完了後は、事業報告書(様式第5号)及び収支決算書(様式第6号)に補助対象経費の金額がわかる領収証等の写しを添付して、速やかに報告すること。

様式第5号(第10条関係)

事 業 報 告 書

1 事業者(共同事業の場合は、全て記入すること。)

2 事業名

小山市中小企業新製品新技術研究開発事業

(

事業)

3 事業報告

4 事業完了日

様式第6号(第10条関係)

事業名 _____

収 支 決 算 書

1 収入の部

費 目	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

2 支出の部

費 目	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)